



# 鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 31 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (31) (病院局総務課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された条例のあらまし =====

## 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

健康保険法等の規定による診療報酬の算定方法が改正されたことに伴い、当該算定方法を用いて算定している病院等の施設の使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 次の条例について、病院等が徴収する使用料等の額を定めた規定中引用している厚生労働省告示を改める等所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例

イ 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

ウ 鳥取県保健所条例

エ 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第31号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、<u>平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)</u>に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき、同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額)とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、<u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u>に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき、同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額)とする。</p> <p>3 略</p>

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 診療	平成20年厚生労働省告示第59号 <u>（診療報酬の算定方法）</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額	1 診療	平成18年厚生労働省告示第92号 <u>（診療報酬の算定方法）</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額
略		略	

（鳥取県保健所条例の一部改正）

第3条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（使用料等の徴収）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>（1） <u>平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）</u>に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が<u>定める額</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が<u>定める額</u>）</p> <p>（2） 略</p>	<p>（使用料等の徴収）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>（1） <u>平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）</u>に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が<u>定める額</u>。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が<u>定める額</u>。</p> <p>（2） 略</p>

（鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
略			略		
3 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査	1件につき	点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額）	3 平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査	1件につき	点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額。
略			略		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。